条例案検討のための論点整理

自転車条例案の検討にあたり、国が技術的助言として示した標準条例(H31.2 自転車活用推進本部)の他、既に 条例を制定している32都道府県※の内容を確認した。

その結果、条例案骨子の検討すべき項目として、以下13の論点を整理する必要がある。

- 1 目的
- 2 基本理念
- 3 定義
- 4 責務
- 5 安全教育
- 6 自転車の点検整備等
- 7 自転車の防犯対策等
- 8 安全器具の使用等
- 9 広報啓発等
- 10 自転車損害賠償保険等への加入 (義務化又は努力義務)
- 11 保険等への加入の確認等
- 12 保険等に関する情報提供
- 13 推進体制の構築
- ※ 北海道、青森県、宮城県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、長野県、 静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高 知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の32都道府県。
- ※ 東北地方では、他に秋田県にて制定手続きを進めている。

1 目的

項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
【総論】目的	〇条例の制定目的	○条例の制定目的の明確化。	【千葉県】
			自転車の安全で適正な利用の
			促進に関し、県・・の責務等を
			明らかにし、・・・、歩行者、
			自転車及び自動車等が共に安全
			に通行し、県民が安心して暮ら
			すことができる地域社会を実現
			させることを目的とする。

2 基本理念

項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
【総論】基本理念	盛り込むべき内容 〇施策の基本方針。	左記の理由 ○法律、国計画、県計画の基本 目標との関係性及び本条例に基 づく施策の方向性の明確化。	例 【宮城県】 自転車の安全利用の促進は、 自転車の利用が環境への負荷の 低減、県民等の健康の増進、災 害時における交通の機能の維 持、観光の振興等に資するもの であるとの基本的認識の下、 県、・・等が連携して、自転 車が関係する交通事故の防止を 図ることを旨として行われなけ ればならない。

3 定義

項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
【総論】定義	〇条例で使用される主な用語を 定義、説明。	○解釈運用の指針の明確化。	

4 責務

4 貝仿			
項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
【総論】責務(役割)	〇条例の目的の実現のため、各	○条例の目的の実現のために	
	主体の果たすべき役割を宣言的	は、県はもとより、幅広い主体	
	に規定。	の自発的協力が不可欠である。	
4-1 県の責務	〇自転車の安全で適正な利用を	○条例の主体であり、責務規定	【山形県】
	促進する施策を策定し、実施す	は必要である。	県は、・・・県民、自転車利
	る等。		用者、事業者、交通安全団体、
			学校、市町村及び国と連携し、
			及び協力して、自転車の安全で
			適正な利用の促進に関する施策
			を総合的に推進する責務を有す
			る。
4-2 自転車利用者	〇自転車の安全で適正な利用に	○自転車の利用主体であり、責	【茨城県】
の責務(役割)	努めなければならない等。	務規定は必要である。	自転車利用者は、・・・自転
			車が関係する交通事故の防止に
			ついての知識を習得するととも
			に、自転車の利用に当たって必
			要な安全上の措置を講ずるよう
			努めなければならない。

4-3 県民の責務 (役割)	〇自転車の安全で適正な利用に 関する理解を深める等。	○自転車交通安全の実現のため には、普段自転車利用しない者 の協力が必要である。	【山形県】 県民は、・・・学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組に参加するよう努めるものとする。
4-4 学校の責務 (役割)	〇児童・生徒に対し、自転車の 安全利用に関する教育又は啓発 に努める等。	○通学での自転車利用が多いため、学校の協力が必要である。	【長野県】 学校等の長は、幼児、児童、 生徒又は学生が自転車を安全に 利用することができるよう必要 な教育に努めるものとする。
4-5 保護者の責務 (役割)	〇監護する未成年者に対し、自 転車の安全利用に関する教育に 努める等。	○通学での自転車利用が多いため、保護者の協力が必要である。	【山形県】 保護者は、その監護する未成 年者に対し、自転車を安全で適 正に利用させるため、必要な教 育を行うよう努めるものとす る。
4-6 交通安全団体 の責務(役割)	〇自転車の安全利用に関する取 組を自主的かつ積極的に行うよ う努める等。	○自転車交通安全の実現のため には、交通安全事情に精通した 各種団体の協力が必要である。	【宮城県】 関係団体は、法その他の関係 法令の遵守に関する啓発その他 の自転車の安全利用を促進する ための取組を自主的かつ積極的 に行うよう努めなければならな い。

LAND DA LIVER			
4-7 事業者の責務	〇自転車を利用する従業者に、	○通勤での自転車利用が多いた	【千葉県】
(役割)	自転車の安全利用に必要な啓発	め、事業者の協力が必要であ	自転車で通勤する従業員、事
	を行うよう努める等。	る。	業活動で自転車を利用する従業
			員に対する自転車の安全で適正
			な利用に必要な啓発・指導に努
			める。
4-8 自転車小売業	〇自転車購入者に対して、自転	- ○自転車購入の際安全教育を行	【宮城県】
者の責務(役割)	車の安全利用、点検整備の情報	うことが、事故の軽減に有効で	【ログボ】 自転車小売業者は、自転車を
在の貝格(位前)			
	提供に努める等。	あると考えられることから、小	購入しようとする者に対し、自
		売業者の協力が必要である。	転車の安全利用、点検及び整備
			の方法に関する情報その他の必
			要な情報を提供するよう努めな
			ければならない。
4-9 自転車貸付業	〇貸付を受ける者に対して、自	○レンタルを行う際安全教育を	【長野県】
者 (レンタサイクル)	転車の安全利用に関する啓発を	行うことが、事故の軽減に有効	自転車貸付事業者は、貸付け
の責務(役割)	行うよう努める等。	であると考えられることから、	の用に供する自転車について定
		貸付業者の協力が必要である。	期的な点検及び整備に努めると
			ともに、当該自転車の適切な保
			管に努めるものとする。
			目に分りのものとりる。
4 10 白科古字艺艺	○ 女 澤 東 サナ 叶 ル ナ フ ト ミ ・ ウ		【京和旧】
4-10 自動車運転者	〇交通事故を防止するよう、自	○自転車事故では、自転車対自	【高知県】
の責務(役割)	転車の側方を通過する際は徐行	動車の事故の割合が高いため、	自動車等を運転する者は、自
	に努める等。	自動車運転者の協力が必要であ	転車が車両であることを認識
		る。	し、歩行者、自転車及び自動車
			等が共に安全に道路を通行する
			ことができるように配慮するよ
			う努めなければならない。
		1	1

4-11 市町村の責務	〇地域の実情に応じて、安全で	○自転車交通安全の実現のため	【福岡県】
(役割)	適正な利用を促進するための施	には、県のみならず、市町村の	市町村は、その区域内の実情
	策を策定し、実施する等。	協力が必要である。	に応じて、県が実施する自転車
			の安全で適正な利用の促進及び
			活用の推進に関する施策に協力
			するよう努めるものとする。

5 安全教育

項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
安全教育	〇学校において、自転車を安全	○自転車交通安全の実現のため	【奈良県】
	で適正に利用するための交通安	には、自転車利用者の身近なと	学校の長は、児童、生徒又は
	全教育を行うこと。	ころで、適正な利用を啓発する	学生に対し、自転車を安全で適
	〇家庭において、自転車を安全	ための取組が重要である。	正に利用することができるよ
	で適正に利用するための交通安		う、その発達段階に応じた交通
	全教育を行うこと。		安全教育の推進に努めなければ
			ならない。
			保護者は、監護する未成年者
			に対し、自転車を安全で適正に
			利用することができるよう、必
			要な交通安全教育の実施に努め
			なければならない。

6 自転車の点検整備等

項目 盛り込むべき内容	左記の理由	例
点検整備〇自転車利用者の点検整備の努力義務。〇点板つ自転車貸付業者の点検整備のなるなる事業	政障や、整備不良が原因と 事故を引き起こす可能性が るため。 は、 車に	【千葉県】 自転車利用者、自転車貸付業 ・・は、その利用し、貸し付 、又は事業の用に供する自転 について、安全性を確保する め、必要な点検及び整備を行 よう努めなければならない。

7 自転車の防犯対策等

項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
防犯対策等		には、走行中又は停車中の犯罪 防止の取組が重要であると考えられるため。	【千葉県】 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止の ための施錠その他の防犯対策に 努めなければならない。

8 安全器具の使用等

項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
安全器具の使用	回転車を利用する児童生徒に対して、保護者にて反射器材及びヘルメットの着用等をさせる努力義務。 〇自転車を利用する高齢者において、本人又は家族等にて反射器材及びヘルメット着用等の努力義務。	*	
			なければならない。

9 広報啓発等

項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
広報啓発の取組	〇県は、関係団体等と連携して、自転車の安全で適正な利用 を促進するために必要な広報を 行うことを定める。	○自転車交通安全の実現のため には、制度の周知等の継続的な 広報が有効であると考えられる ため。	【高知県】 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

10 自転車損害賠償保険等への加入

項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
自転車損害賠償保険等	〇自転車利用者において、自転	○自転車事故発生による被害者	【標準条例】
への加入	車損害賠償保険等への加入義	の救済及び加害者の経済的負担	次の各号に掲げる者は、それ
	務。	の軽減には、保険加入が有効で	ぞれ自転車損害賠償責任保険等
		あると考えられるため。	に加入しなければならない。
	〇自転車を利用する児童生徒の		一 自転車を利用する者(未成
	保護者において、自転車損害賠	<ページ 13~14 参照>	年者を除く。)
	償保険等への加入義務。		二 未成年者を監護する保護者
			三 事業者
	〇自転車小売業者、レンタサイ		四 自転車の貸付けを業とする者
	クル事業者において、事業活動		
	に供する自転車に対して、自転		
	車損害賠償保険等への加入義		
	務。		

11 自転車損害賠償保険等への加入の確認等

項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
自転車損害賠償保険等	〇自転車小売業者において、自	○自転車保険加入の促進にあた	【標準条例】
への加入の確認等	転車販売の際の、保険加入の有	り、有効な取組であると考えら	自転車の小売を業とする者
	無を確認する義務。	れるため。	は、自転車を販売するとき
	〇事業者において、通勤で自転		は、・・・自転車損害賠償責任
	車を利用する従業員に対し、保		保険等の加入の有無を確認する
	険加入の有無を確認する努力義		よう努めなければならない。
	務。		事業者は、その従業者のうち
			に、通常の通勤の方法として自
			転車を利用する者がいるとき
			は、・・・自転車損害賠償責任
			保険等の加入の有無を確認する
			よう努めなければならない。

12 自転車損害賠償保険等に関する情報提供

項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
自転車損害賠償保険等	〇県は、自転車利用者に対し	○自転車損害賠償保険等への加	【標準条例】
に関する情報提供	て、自転車利用者が交通事故を	入促進のためには、継続的な周	県は、・・・自転車損害賠償
	発生させた場合、損害賠償責任	知啓発活動が重要である。	責任保険等に関する情報の提供
	が生じることを周知。		その他の必要な措置を講ずるも
	〇県は、自転車利用者に対し		のとする。
	て、自転車損害賠償保険等への		学校等の設置者は、自転車を
	加入を促進するために必要な情		利用する児童、生徒及び学生並
	報を提供。		びにその保護者に対し、・・情
			報を提供するよう努めなければ
			ならない

13 推進体制の構築

項目	盛り込むべき内容	左記の理由	例
推進体制の構築	〇県が中心となった条例の実効	○様々な主体が連携して自転車	【熊本県】
	性確保のための体制構築。	交通安全の取組を推進していく	県は、市町村、保護者等、学
		ための体制構築が必要である。	校の長、事業者及び自転車小売
			業者と連携し、自転車安全利用
			促進施策を計画的に推進するた
			めの体制の整備に必要な措置を
			行うものとする。

以下の項目は、すでに福島県自転車活用推進計画に盛り込まれており、敢えて条例骨子案に規定する必要なしと考えられる。

項目	盛り込むべき内容	規定する必要なしと	例
	m / 25 - C 1 1/4	考えられる理由	Na
道路環境の整備		福島県自転車活用推進計画の施	
		策目標となっているため。	
自転車観光の推進		福島県自転車活用推進計画の施	
		策目標となっているため。	
健康の増進		福島県自転車活用推進計画の施	
		策目標となっているため。	
D.L. 71. LH. EE			
財政措置		必要に応じ財政措置に努めるの	
		は当然のことであるため。	

<参考>自転車損害賠償保険について

● 自転車保険とは?

- 傷害保険(被保険者の死亡、後遺障害、入院等) → 義務化の論点ではない。
- <u>・ 個人賠償責任保険</u>(対人対物補償) → 「自転車損害賠償責任保険」、義務化の論点である。

2 被保険者

- ・ 自転車を利用する者 (子どもの保護者)
- ・ 事業活動において、従業員に自転車を利用させる事業者
- 自転車貸付業者

❸ 自転車損害賠償保険の種類(日常生活での賠償責任、主なもの)

種類	かける対象	概要
個人賠償責任保険 ・自転車保険	人	自転車事故に備えた保険
・自動車保険の特約 ・火災保険の特約 ・傷害保険の特約	人 人 人	自動車保険の特約 火災保険の特約で付帯した保険 傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	人	団体の構成員向け、PTA、学校が窓口となっている保険
TSマーク付帯保険	自転車	自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険

<参考>自転車損害賠償保険等への加入について

●他都道府県の方針※

	義務化(22)	努力義務(10)
都道府県 (R3.3.31 現在、国土 交通省調査結果)	宮城県、山形県群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県長野県、静岡県、愛知県、三重県滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県愛媛県福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	北海道、青森県 茨城県、千葉県 富山県 和歌山県 鳥取県、徳島県、香川県、高知県
上記都道府県において 義務化又は努力義務と した理由(生活交通課 にてヒアリング)	高額な損害賠償請求事例があり、被害者を 救済し、加害者の経済的負担を軽減するた <u>め。</u> 誰でも気軽に利用できる自転車だからこ そ、保険加入により安心して利用してもらう ため。 国土交通省の調査では、条例による義務化 が加入率の向上に大きな効果を示していたた <u>め。</u> 国からの標準条例に従ったため。	保険加入は県民の経済的負担を伴うことから、まずは努力義務とした。 罰則を設けていないことから努力義務とした。 車両登録、運転免許等の制度がなく、実効性ある義務化は困難であるため。 保険制度が複雑で多岐にわたっており、加入状況をすぐに確認できないため。 まずは保険加入の有用性を周知することが重要であるため。

※ 令和2年度は、青森県、宮城県、愛知県、三重県、福岡県、大分県、宮崎県の7県にて条例を制定、うち6県では、 自転車損害賠償保険等への加入を義務化。

また、群馬県及び熊本県において条例改正を行い、保険等への加入を努力義務から義務化に変更。